# 昭和大学医学部附属看護専門学校履修要項(2022年度)

# 目 的

第1条 看護専門学校における履修内容、成績評価、進級、卒業等に関することは、この履修要項に よって定める。

## 単位·授業時間

- 第2条 1単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により 算定するものとする。
  - (1) 講義及び演習は、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

講義及び演習の時間は以下のとおりとする。単位を計算する上での1時間は45分とし、1時限は2時間(90分)と換算する。

1時限目9:00~10:302時限目10:40~12:103時限目13:00~14:304時限目14:40~16:105時限目16:20~17:50

- (2) 実習及び実技については、30 時間から 45 時間の授業をもって 1 単位とする。臨地実習は 1 時間 を 60 分とし、実習時間は 1 日 8 時間とする。
- (3) 講義、演習、実習又は実技のうち 2 つ以上の方法の併用により授業科目を行う場合については、その組み合わせに応じ、前項(2) に規定する基準により算定した時間の授業をもって1単位とする。
- 2 教育課程における科目別単位数及び科目別時間数は、別表 1 (入学年度のもの) のとおりとする。

#### 既修得単位の認定

- 第3条 この規則は、昭和大学医学部附属看護専門学校学則第24条の規定に基づき、既修得単位の認 定に必要な事項を定める。
- 2 大学卒業者(短大含む)または社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第39条第1項第1号から第3号までの規定に該当する者で本校に入学した学生に対して教育上有益と認めるときは、「基礎分野」の科目において修得したものとして認定することができる。ただし、認定単位数の上限は14単位とする。
- 3 既修得単位の認定を受けようとする者は、単位認定申請書(別紙様式)に単位修得を証明する書類を添えて、所定の期日までに学校長に届出なければならない。
- 4 既修得単位の認定は、運営委員会の議を経て学校長が行う。
- 5 認定した当該授業科目の成績評価は「認定」とし、その単位数とともに学籍簿に記載し、本 人に通知する。

## 授業科目等

- 第4条 看護専門学校各学年において履修科目、単位数及び配当年次は第2条2のとおりとする。
- 2 看護専門学校各学年において履修する科目の評価は、シラバスに記載された方法で行う。
- 第5条 遅刻・欠席する場合、対面授業では本人が学校(事務課)に電話連絡を行う。ただし、試験当日は教員に電話連絡する。遠隔授業ではGoogle Classroomの限定コメントで連絡する。
- 2 遅刻・早退・欠席をした場合は、「遅刻・早退届」または、「欠席届」を来校時に事務課に届 出なければならない。
- 3 15 分以上 45 分未満の交通機関の遅れ等の場合は、「遅刻・早退届」に遅延証明書を添付して 事務課に届出なければならない。この場合は遅刻として取り扱わない。
- 4 病気その他やむを得ない事由で 5 日以上欠席した場合は、その事由を証明する書類を「欠席届」に添付して事務課に届出なければならない。なお、10 日以上引き続いて欠席した者は、「長期欠席届」を事務課に届出なければならない。

## 実 習

- 第6条 原則として、各科目の総時間数の4/5以上出席を満たなければその科目は評価しない。
- 2 評価は、態度、技能、レポート、筆答・口頭試問等をもとに総合して判定する。
- 第7条 追実習は、以下の基準に基づいて行う。
  - (1) 病気(学校保健安全法指定による感染症を含む)や両親、兄弟姉妹、祖父母の忌引きなどやむを 得ない理由により当該科目の実習総時間の 4/5 以上の出席に満たなかった者に対して、所定の追 実習を行う。原則として追実習の追実習は行わない。第16条(1)の事由、添付書類と同様とする。
  - (2) 追実習は、実習、再実習、それぞれの実習終了後、所定の期間に1回行う。
  - (3) 追実習の履修者は、指定された期日までに追実習願を事務課に提出しなければならない。なお、追実習の履修者には追実習料を課す。
  - (4) 追実習の成績はその得点の 80%とする。ただし、インフルエンザ等の学校保健安全法で定められた感染症や忌引きで欠席した場合の追実習の得点はその得点とするが、最高得点は各科目の 90% とする。
- 第8条 再実習は以下の基準に基づいて行う。
  - (1) 実習、追実習の結果、不合格となった者に対して所定の期間に再実習を1回行う。
  - (2) 再実習の履修者は、指定された期日までに再実習願を事務課に提出しなければならない。なお、再実習の履修者には再実習料を課す。
  - (3) 再実習の結果、合格した者の成績は60点とする。
- 第9条 履修資格を次のとおりとする。
  - (2 学年) 基礎看護学実習Ⅱ及び老年看護学実習Ⅰに合格した者には、成人看護学実習Ⅰの履修資格を与える。
- (3 学年) 専門分野Ⅱ及び地域・在宅看護論実習に合格した者には、統合実習の履修資格を与える。
- 第 10 条 遅刻・欠席する場合は、本人が実習場所並びに学校に電話連絡をし、担当教員に報告する。
- 2 遅刻・早退・欠席をした場合は、「遅刻・早退届」または、「欠席届」を速やかに事務課に届 出なければならない。
- 3 病気その他やむを得ない事由で 5 日以上欠席した場合は、その事由を証明する書類を「欠席届」に添付して事務課に届出なければならない。ただし、欠席日数のいかんを問わず、学校が必要と判断した場合は、欠席の事由を証明する書類を「欠席届」に添付して届出なければ

ならない。なお 10 日以上引き続いて欠席した場合は「長期欠席届」を届出なければならない。 4 遅刻・早退の場合は、以下のとおりとする。

- (1) 60 分未満 ············遅刻 · 早退
- (2) 60 分以上 …… 欠席
- 5 15 分以上 60 分未満の交通機関の遅れ等の場合は、遅延証明書を実習担当教員に届出なければ ならない。この場合は遅刻として取り扱わない。
- 6 交通機関の遅れ等の場合でも15分未満、または60分以上遅れた場合には、本条第4項を適用 する。

## 試験等

- 第 11 条 試験は、科目評価試験、臨時試験、卒業試験(ただし 2019 年度以前の入学者は入学年度の履修要項による)、追試験、再試験がある。
- 第 12 条 試験方法は、筆記試験・実技試験・レポート提出等であり、これらは併用実施することがある。
  - (1) 試験は、別に定める試験実施に関する注意事項に基づいて行う。
- 第13条正当な理由なくして、試験を受験しなかった者、あるいは、追試験を受験しなかったものは、 当該試験の評点を0点とする。
- 第14条 科目評価試験は、以下の基準に基づいて行う。
  - (1) 科目の終了後に指定された日程で実施する。
- 第15条 臨時試験(小テスト・課題等)は以下の基準に基づいて行う。
- (1) 科目評価試験以外に、授業中、あるいは特定な時間を設けて臨時試験を行う場合がある。
- (2) 臨時試験の得点は、科目の成績の一部となる。
- 第16条 追試験は以下の基準に基づいて行う。
  - (1) 病気(学校保健安全法指定による感染症等を含む)や両親、兄弟姉妹、祖父母の忌引き等やむを得ない理由により試験を受験できなかった者に対して所定の期日に追試験を行う。追試験の受験者は、速やかに欠席届に理由を明記し、追試験願及び以下の添付書類と共に学年担当教員に提出しなければならない。提出のない場合や添付書類がない場合は、追試験の受験資格を与えない。この理由により試験を欠席した者には、追試験の受験を許可する。原則として追試験の追試験は行わない。

事 由	添 付 書 類	
①病気、けが	①試験当日の欠席理由が判断できる診断書	
②忌引 (日数は休日含む) <ul><li>配偶者及び1親等(父母、子)…連続5日以内</li><li>2親等(祖父母、兄弟姉妹等)…連続3日以内</li></ul>	②忌引を証明するもの,もしくは保証人 (又は保証人に準ずる者) の証明書	
③その他やむを得ない事由	③やむを得ない事由を証明する書類	

- (2) 追試験は、速やかに実施し、所定の期日に1回行う。
- (3) 追試験の受験者は、追試験願に事務手数料を添えて、指定された期日までに、事務課に提出しなければならない。提出がない場合は、原則として受験資格を喪失する。
- (4) 追試験の成績は、その得点の80%とする。ただし、インフルエンザ等の学校保健安全法で定められた感染症や忌引きで欠席した場合の試験の得点はその得点とする。最高得点は各科目の90%とする。

第17条 再試験は以下の基準に基づいて行う。

- (1) 再試験は、終講試験、定期試験、卒業試験の結果、不合格となったものに対して所定の期日で 1回行う。
- (2) 再試験の受験者は、再試験願に事務手数料を添えて指定された期日までに、事務課に提出なければならない。提出がない場合は、原則として受験資格を喪失する。
- (3) 再試験の結果、合格した者の成績は、60点とする。
- 第18条 卒業試験は以下の基準に基づいて行う。
  - (1) 卒業試験は、原則として履修すべき科目のすべてに合格した者に対して行う。

## 成績等

第19条 全ての科目の成績は100 点満点とし、次の表の基準に基づいて行う。ただし、卒業試験は、 67%以上の正解を合格とする。

成 績	点数	合・否
А	80 点以上	
В	70~79 点	合 格
С	60~69 点	
D	59 点以下	不合格

#### 進級等

## 第20条 (第1学年・第2学年)

当該学年において履修すべき全科目を合格した者は、単位が認められ、進級することができる。

2 再実習の結果、実習科目の不合格者は、留年とする。

## 第21条(第3学年)

当該学年において履修すべき全科目、及び卒業試験に合格しなければならない。

2 再実習の結果、実習科目の不合格者は、留年とする。

#### 第 22 条 (全学年)

各学年を2年以内に修了できない者は、特別な理由がない限り、成業の見込みがないものとする。なお、休学した者は、休学期間を含め1学年3年以内とし、通算して5年を越え在籍することはできない。

- 2 留年者は、当該学年の全科目を再度履修しなければならない。
- 3 休学の期間は修業年限に算入する。
- 4 休学した者が復学する場合は、当該学年の全科目を再履修しなければならない。

#### 卒業

第23条 学則の定める所定の単位を修得し、卒業試験に合格した者を卒業とする。

# その他

第 24 条 進級及び卒業決定等の重要事項並びに特例に関しては、教育委員会の審議を経て、学校長が 決定する。

## 附 則

- 1. 学則及び履修要項に定められていない事項は、教員会の議を経て、学校長が定める。
- 2. この要項の変更は、教員会の議を経て、学校長が行う。
- 3. この要項は、平成9年4月1日より適用する。
- 4. この要項は、平成11年度入学生より適用する。
- 5. この要項は、平成12年4月1日より適用する。
- 6. この要項は、平成13年4月1日より適用する。
- 7. この要項は、平成14年4月1日より適用する。
- 8. この要項は、平成15年4月1日より適用する。
- 9. この要項は、平成16年4月1日より適用する。
- 10. この要項は、平成17年4月1日より適用する。
- 11. この要項は、平成21年4月1日より適用する。
- 12. この要項は、平成23年4月1日より適用する。
- 13. この要項は、平成24年4月1日より適用する。
- 14. この要項は、平成25年4月1日より適用する。
- 15. この要項は、平成30年4月1日より適用する。
- 16. この要項は、平成31年4月1日より適用する。
- 17. 学則及び履修要項に定められていない事項は、教育委員会の議を経て、学校長が定める。
- 18. この要項の変更は、教育委員会の議を経て、学校長が行う。
- 19. この要項は、令和2年4月1日より適用する。
- 20. この要項は、令和3年4月1日より適用する。
- 21. この要項は、令和4年4月1日より適用する。